

西脇市小規模事業者物価高騰対策事業支援金

【申請要領】

【申請期間】

令和6年3月1日(金)から令和6年7月31日(水)まで

※予算額を超過した場合は、申請期限前に募集を終了することがあります。

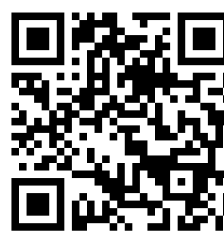
【申請様式】

西脇市または西脇商工会議所のホームページからダウンロードしてください。

西脇市ホームページ



西脇商工会議所ホームページ



【申請書類の提出先・問合せ先】

西脇商工会議所

〒677-0015 西脇市西脇 990番地

☎0795-22-3901 / 📠0795-22-8739

✉ info@hesocci.or.jp

URL <http://www.hesocci.or.jp>

目 次

1	目的	1 頁
2	支給対象者	1 頁
3	支給対象外となる場合	2 頁
4	支給額	2 頁
5	申請受付期間	2 頁
6	申請回数	2 頁
7	申請方法	3 頁
8	手続の流れ	4 頁
9	アンケートの実施	4 頁
10	注意事項	4 頁
	様式	5～7 頁

1 目的

エネルギー価格等の物価高騰や円安の影響を受け厳しい状況にある市内の小規模事業者に支援金を支給することで、事業活動に係る負担軽減と今後の事業継続を支援することを目的に実施します。

2 支給対象者

市内に主たる事業所を有する、下記①～⑤の要件を全て満たす法人及び個人事業者が対象となります。

- ① 業種ごとに定める常時雇用する従業員数の要件を満たすこと。

＜業種と常時雇用する従業員数＞

業 種	常時雇用する 従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	20人以下
商業（卸売業・小売業）	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業）	20人以下
サービス業（上記以外）	5人以下

※パート、アルバイトは従業員数に含む（日々雇用は除外）。

※代表者、役員等のほか申請時点で休業中の従業員数を除く。

＜常時雇用の定義＞

下記 i)、ii) のいずれかに該当する場合に常時雇用とみなします。

- i) 期間の定めなく雇用されている場合
- ii) 過去1年以上の期間引き続き雇用されている場合

＜支給対象者の範囲＞

支給対象となりうる者	支給対象にならない者
<ul style="list-style-type: none">・会社及び会社に準ずる営利法人（株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社）・個人事業主・特定非営利活動法人（NPO法人）・医療法人・協同組合、協業組合等の組合	<ul style="list-style-type: none">・任意団体・社会福祉法人・宗教法人・大企業（みなし大企業を含む）・労働組合・一般財団法人、一般社団法人・公益財団法人、公益社団法人

- ② 直近の年間売上高が120万円以上の事業者であること。
- ③ 個人事業者のうち、事業収入（営業等・農業）が主たる収入である（事業収入が、年金、給与、不動産収入等の合計を上回っている）こと。
- ④ 西脇市が実施する他の物価高騰対策補助金（中小事業者物価高騰対策事業補助金、西脇市福祉サービス等事業所一時支援金など）に申請していない、又は申請予定がない（重複申請不可）こと。
- ⑤ 令和6年1月1日時点において、1年以上市内で事業活動をしており、今後も事業を継続する意思があること。

3 支給対象外となる場合

上記の対象要件を満たしている場合においても、次の者は本支援金支給の対象外となります。

- ① 政治活動又は宗教活動を目的とする事業者
- ② 西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西脇市条例第26号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項の性風俗関連特殊営業又は同条第13項の接客業務受託営業を行っている者
- ④ 西脇市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、指定管理者の指定を受けている者
- ⑤ 市税の滞納がある者
- ⑥ 申請内容について、本支援金制度の実施目的に合致せず支給対象として不適切と認める者

4 支給額

支援金の支給額については、下表のとおり直近の年間売上高に応じて支援金を支給します。

なお、直近の年間売上高について、法人の場合は申請時の直近決算期分の年間売上高となり、個人事業者の場合は令和5年分の年間売上高となります。

<支援金の額>

年間売上高	支援金の額
1,000万円以上	5万円
800万円以上、1,000万円未満	4万円
600万円以上、800万円未満	3万円
120万円以上、600万円未満	2万円

5 申請受付期間

令和6年3月1日（金）から令和6年7月31日（水）まで
ただし、予算の都合により、締め切り前に受付を終了することがあります。

6 申請回数

1事業者1回限り

複数店舗を経営する事業者であっても、1事業者としての申請とします。

7 申請方法

西脇市及び西脇商工会議所のホームページに掲載する「西脇市小規模事業者物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書」（様式第1号）に必要事項を記載の上、次頁に記載する必要書類を添えて事務局まで提出（持参又は郵送）してください。

<事業者別の必要資料について>

書類の内容	法人	個人	フリーランス
①市内に主たる事業所があることが分かる書類			
・定款又は登記事項証明書の写し	○		
・市内に主たる事業所があることが分かる書類 （開業届の写し、パンフレット等）		○	○
②直近の年間売上高が分かる書類 【法人】直近の決算期分 【個人事業者】・【フリーランス】令和5年分			
・法人確定申告書別表1-1の写し	○		
・法人事業概況説明書（両面）の写し	○		
・令和5年の事業収入が分かるもの （所得税確定申告書第1表、市民税・県民税申告書）		○	○
・収支内訳が分かるもの（青色申告決算書、収支内訳書など）		○	○
③常時雇用する従業員数が分かる書類（任意様式）	○	○	
④市民税に係る納税証明書	○	○	○
⑤支援金振込口座の分かる申請者名義の通帳の写し （金融機関名、支店名、口座番号、口座種別、口座名義人が確認できるページ。デジタル通帳の場合は画面のコピー、ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込用口座番号等が記載されているページ。）	○	○	○
⑥本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証（運転経歴証明証）など		○	○
⑦業務委託契約が分かる書類 （フリーランスなどで、主たる収入を雑所得又は雇用契約によらない給与所得で申告している個人事業者は下記i）～iii）のうち2点を提出ください。）			
i）業務委託契約書等の写し			いずれか 2点
ii）契約相手方が発行した支払調書、支払明細書、源泉徴収票の写し（いずれか1つ）			
iii）契約先からの支払が分かる通帳ページの写し			

8 手続の流れ

- ① 交付申請書兼請求書（申請期限：令和6年7月31日（水））
必要書類を添付し、支援金を申請してください。申請期限後の申請はできません。



- ② 支給決定（申請から2～3週間程度）
申請内容を審査後、支援金の額を確定し、支援金支給決定通知書にて通知します。
なお、審査の結果、要件を満たしていると認められず、支援金を支給しない旨の決定をしたときは、不支給決定通知書にて通知します。



- ③ 支援金の支払
支給決定通知書の送付から1週間程度で指定の口座へ支援金を振り込みます。

9 アンケートの実施

本支援金の効果等を把握するためのアンケート調査を実施します。支援金申請者は、受給後2週間以内に「西脇市小規模事業者物価高騰対策事業支援金に関するアンケート調査」の調査事項に内容を記載し、事務局あてに提出又は送付してください。

ご提供いただいた情報は、統計処理を行い、個人・個社を特定できない形で公表する可能性があります。

10 注意事項

- ① 支援金の不正受給が行われた場合には、支援金支給決定の取消・返還命令等を行うことがあります。
- ② 西脇市が実施する他の物価高騰対策補助金（中小事業者物価高騰対策事業補助金、西脇市福祉サービス等事業所一時支援金など）と重複して受給することはできません。
- ③ 申請事業者は、本実施要領及びウェブサイト等の案内に記載のない細部については、事務局からの指示に従うものとします。

様式第1号

西脇市小規模事業者物価高騰対策事業支援金支給申請書兼請求書

年 月 日

西脇市長 様

(申請・請求者) 所在地
 名称
 代表者名
 担当者名
 電話番号

印

西脇市小規模事業者物価高騰対策事業支援金の支給を受けたいので、裏面の誓約事項等に同意した上で、関係書類を添えて申請します。

なお、支給決定された場合は、下記の口座に振り込みください。

記

支給申請額・請求額 金 円

1 事業者 (□法人・□個人事業者)

主たる事業所(店舗) 名称・所在地	(名称・屋号)		
	(所在地) 西脇市		
業種・事業内容			
常時雇用する 従業員数	人	市内での開業年月日	年 月 日

2 直近の年間売上額等

直近の年間売上額 ※金額記載の上、売上区分に☑すること 〔 法人の場合：直近の決算期分 個人事業者の場合：令和5年分 〕	円
	<input type="checkbox"/> 120万円以上～600万円未満 <input type="checkbox"/> 600万円以上～800万円未満 <input type="checkbox"/> 800万円以上～1,000万円未満 <input type="checkbox"/> 1,000万円以上
決算日 (法人のみ記載)	月

3 支援金の振込先 ※申請者名義に限る。

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・農協		支店
口座種別	普通・当座	口座番号	
口座名義	フリガナ		
	漢字等		

【裏面も必ず御確認ください】

誓約 兼 申請内容の調査に関する同意書

- 1 西脇市小規模事業者物価高騰対策事業支援金の申請に当たり、次のことを誓約します。
- (1) 本申請を行う時点で常時雇用する従業員数の申告数に誤りがないこと。
 - (2) 事業収入の直近の年間売上額が 120万円以上あること。
 - (3) 個人事業者の場合、事業収入（営業等・農業）が主たる収入であること。
 - (4) 市が実施する他の物価高騰対策補助金（「西脇市中小事業者物価高騰対策事業補助金」又は「西脇市福祉サービス等事業所一時支援金」）の交付を受けていないこと。
 - (5) 令和5年1月1日以前から市内に主たる事業所を有している事業者であり、今後も事業を継続する予定であること。
 - (6) 西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西脇市条例第26号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）ではないこと。また、申請者が営む事業に暴力団等が関与していないこと。
 - (7) 申請内容が事実と相違する場合、西脇市小規模事業者物価高騰対策事業支援金の支給決定がされず、又は既になされた支援金の支給決定が取り消されても異議がないこと。また、当該支援金の支給後に支給要件に該当しないことが判明した場合、支給された支援金を市に全額返還すること。
 - (8) 本申請書は、市において支給決定をした後は、西脇市小規模事業者物価高騰対策事業支援金の請求書として取り扱うこと。
- 2 上記(1)～(6)の確認のため、次のことを承諾します。
申告状況等を市が関係機関に調査、照会、閲覧し、その結果を西脇市小規模事業者物価高騰対策事業支援金の支給決定の審査等に利用すること。

＜この申請書兼請求書とともに提出する書類＞

- 市内に主たる事業所を有していることを明らかにする書類
（定款・登記事項証明書の写し・開業届の写し、パンフレット など）
 - 直近の年間売上額が確認できるもの
（法人）直近の確定申告書別表一及び法人概況説明書（両面）の写し
（個人事業者）令和5年分の確定申告書第一表等の申告書及び収支内訳が分かるものの写し
 - 常時雇用する従業員数が確認できるもの（従業員名簿など）
 - 市民税に係る納税証明書（直近1か月以内に取得したもの）
 - 振込先口座となる申請者名義の通帳の写し（デジタル通帳は画面のコピー）
※口座名義人のカタカナ表記、金融機関名、支店名、口座番号、口座種別が確認できるもの
- 【個人事業者のみ提出】**
- 本人確認ができるもの（マイナンバーカード・運転免許証の写し など）

※事務局処理欄につき、記入しないでください。

処理日	支給決定	決定額	決裁		
年 月 日	・ 不支給決定	<input type="checkbox"/> 2万円 <input type="checkbox"/> 4万円 <input type="checkbox"/> 3万円 <input type="checkbox"/> 5万円			

(参考様式)

西脇市小規模事業者物価高騰対策事業支援金申請用従業員名簿

事業者名

	氏名	住所	雇用年月日	雇用形態
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※常時雇用する従業員が対象

※パート、アルバイトは従業員数に含む（日々雇用は除外）。

※代表者、役員等のほか申請時点で休業中の従業員は除く。

（常時雇用する従業員数について分かる記載があれば様式は問いません）